

事務連絡
令和3年2月5日

各部局（室）栄典担当者 殿

内閣総務官室恩賞第2担当
大臣官房人事課恩賞第2係

令和3年秋の叙勲候補者の選考等について

標記について、内閣府賞勲局に候補者を推薦するため、貴部局（室）において下記により候補者を選考し、履歴書（公務員については人事記録の写しでも可）を添えて **2月26日（金）17時**までに提出願います。（候補者がいない場合にもその旨御連絡願います。）実際に賞勲局に推薦する候補者については、当課（室）にて選考の上、4月中旬頃に詳細な資料作成を御依頼します。協議書類作成依頼のご連絡を差し上げるまでは、刑罰等調書及び戸籍抄本は取得なさらないでください。

また、令和4年春の叙勲以降に予定される候補者（令和6年春まで）についても調査の上、別紙様式により提出願います。（履歴書等は不要です。）

なお、新しい分野の候補者及び過去に取下げ、辞退等をしたことがある候補者がいる場合については、併せてその旨御連絡ください。

記

令和3年11月3日現在で満70歳以上の者で

○行（一）6級以上で退職した者

（6級で退職した者は6級在職1年以上かつ本省課長補佐在職13年以上の者）

※H18.4より前の退職者は行（一）6級を行（一）8級と読み替える

○旧行（二）4級以上に1年以上在職して退職した者

※H18.4より前の退職者は行（二）4級を行（二）5級と読み替える

○各部局の所管行政分野における民間功労者

（関係民間団体の役員、大臣表彰等の受賞者など）

○審議会等の常勤委員に就任していただいた者

※推薦する者の考え方として、内閣府に關係する行政協力者は通常多数の経歴を有しており、他省庁所管に係る生業もしくは主要経歴を有する者（他省庁所管に係る生業等により擬叙が可能な者）は、それを所管する省庁からの推薦が原則ですが、内閣府として推薦する方がよりふさわしい者については内閣府としての推薦を検討することができます。

※審議会等の行政協力期間における在職期間の合計が概ね20年を超える者（同時期に複数の審議会等委員に就任している場合は重複して換算しない）

※当課における選考を経て、実際に推薦を行うこととなった際には、功績調書のほかに、候補者が審議会等委員として特に貢献したことを記した特別功績調書が必要となります。

内閣官房内閣総務官室恩賞第2担当、内閣府大臣官房人事課恩賞第2係

担当：齋藤

石井

TEL